

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書（案）	8	第1	3	(5)			敷地概要	上水道 国道301号から新たに乗入れ口を整備する付近に市で50mmの引込み管を設置するとありますが、引込管の深さ・詳細位置について令和5年度内に公表されると考えてよろしいでしょうか。	現時点では公表の予定はありません。
2	要求水準書（案）	8	第1	3	(5)			敷地概要	上水道 深さと位置が分かれば、正確な費用が算出できます。資料が公表されるものなのか、当方から担当者へ伺い交渉すべきなのかということがお聞きしたいです。よりシビアに算出しないと予定価格に収まらない可能性があり、できるだけ正確に知りたいです。	【参考】水道管（Φ100mm）位置は歩道上1,400mmの深さにあります。
3	要求水準書（案）	8	第1	3	(5)			敷地概要	ガス引込負担金が発生する場合、LPガスを使用することは可能でしょうか。	LPガスを使用することは考えていません。
4	要求水準書（案）	9	第1	3	(6)	イ		献立方式	人気メニューはありますか。	キムチご飯、唐揚げです。
5	要求水準書（案）	9	第1	3	(6)	イ	(ケ)	献立方式	地産地消やふるさと食材で普段使わない食材はありますか。	トウモロコシは皮をむいて4等～6等分して提供しています。ミニトマトや果物はスイカ、メロン、イチゴなどを提供しています。
6	要求水準書（案）	9	第1	3	(6)	イ	(ク) a	献立方式	供用開始時は、一日に調理可能な除去食を1品までとする。また要求水準書P63に予備として卓上IHを2台用意するとの記載がありますが、運営安定化後に増やす意向かまた増やす想定の場合は、運営の調理員数及び調理設備に影響があるため、何品目の想定かをご教示下さい。	卓上IHは不具合等で調理機器が使用できない場合の予備という位置付けでいます。アレルギー等対応品目については、将来的に表示義務品目への拡大を検討しておりますが、一日に調理する除去食は2品目程度を想定しています。
7	要求水準書（案）	13	第1	3	(6)	サ		光熱水費の負担	事業者は各諸室の温度・湿度及び各設備の時間別消費電力量及び水道使用量をセルフモニタリングし…とありますが、事業者は使用量が適正かどうかを確認及び報告し、データを蓄積管理すればよいという理解で宜しいでしょうか。	光熱水量の管理体制については、改めて検討します。
8	要求水準書（案）	13	第1	3	(6)	サ		光熱水費の負担	光熱水費に係る報告が不履行であると市が判断した場合には、サービス対価の減額等の措置をとる場合があると記載がありますが、対象となるサービス対価は、維持管理業務の業務内容にある「光熱水量等管理支援業務」もしくは運営業務の業務内容にある「光熱水使用量及び光熱水費のセルフモニタリング」のどちらが該当するのでしょうか。	No.7参照
9	要求水準書（案）	13	第1	3	(6)	サ		光熱水費の負担	光熱水量等管理業務について、測定と細かい分析は維持管理でもできますが、削減の提案や教育指導は運営業務と考えられます。責任の所在が曖昧になるため、運営業務と維持管理業務で分けた方が良いと考えます。	検討します。
10	要求水準書（案）	20	第2	2	(11)	ア		配送車調達業務	「各受入室の受取スペースや配送校の敷地内道路等に配慮すること。」とありますが、各校の現在フラットでない状況の改善、入口の狭さ、ドアの改善等はなされませんか（例えば、新居小駐車スペースの斜めの部分の改善は必須と考えております）。あるいは、上述にある「受入室改修時期及び改修内容については事業者と協議の上、市で対応」の中で、あわせて協議させていただき、調整していけるものと認識してよろしいでしょうか。	後述の記載内容を想定し、事業者と協議してどのように改修していくかを調整していきます。
11	要求水準書（案）	24	第4	1	(3)	イ		実施体制	維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、業務品質の向上に係る提案資料を作成し、市に提出することとありますが、提案資料の作成については、必要に応じて適宜作成するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書（案）	24	第4	1	(3)	ウ		実施体制	専用の管理システム等を活用し保管するとありますが、専用システムの機能等については事業者提案に委ねられるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書（案）	24	第4	1	(3)	エ		実施体制	事業者は定期的に建物の診断を実施することとありますが、診断内容や実施頻度は事業者提案に委ねられるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
14	要求水準書（案）	24	第4					維持管理業務	維持管理業務の業務範囲は、施設整備期間にて整備したフェンスの内側という認識でよろしいでしょうか。	資料7に維持管理範囲を示しております。そこまでは管理をお願いします。
15	要求水準書（案）	24	第4					維持管理業務	フェンスをつけるということ自体は問題ないという理解でよいでしょうか。	用水路側と浜名湖側の用水路及び浜名湖側のフェンス等の設置は任意（事業者提案）としているため、設置しない場合でも安全面には十分配慮できるようにお願いします。道路側と排水機場側は設置を要求しています。
16	要求水準書（案）	27	第4	1	(10)			消耗品の調達	市職員用事務室内の什器・備品は、貴市の担当と記載があることから、それに該当する消耗品調達についても、貴市にて実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書（案）	29	第4	2	(2)	ウ	(7) a	運転日誌	運転日誌など、毎日作成する保守管理記録については、定期的な提出はせずに事業者にて保管管理し、貴市の要望に応じて開示すれば宜しいでしょうか。	週に1回の提出をお願いします。
18	要求水準書（案）	29	第4	2	(2)	ウ	(7) a	運転日誌	運転日誌の提出方法は協議という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書（案）	30	第4	2	(3)	イ	(7) a	外構等保守管理業務	建設予定地は、経年による地盤沈下が懸念されます。この地盤沈下が起因となり、駐車場や車路の地割れや埋設配管等が破損するなどの被害が発生した場合は、事前に被害を想定することが困難であり、実施方針「リスク分担表（案）」における用地の瑕疵に該当すると推察されることから、貴市にてご対応頂ける事象との認識でよろしいでしょうか。	市が示す資料やその他公表されている資料を参考に必要な地盤改良の実施を行ったうえで、一般的に想定できない影響が出た場合については、協議していきたいと考えています。
20	要求水準書（案）	30	第4	2	(3)	イ	(7) a	外構等保守管理業務	リスク分担表の用地瑕疵に当たると考えますが、どのようにお考えでしょうか。前回の直接対話の中では不可抗力で市の対応とご認識いただいたと考えています。敷地内で地盤が沈下することが想定されますので、配慮をお願いします。	No.19参照
21	要求水準書（案）	30	第4	2	(3)	イ	(7) a	外構等保守管理業務	敷地の沈下が懸念されます。地下の排水管など浄化センターで沈下が起こっていることから、市でリスク負担いただきたいと思えます。	想定しうる沈下の対応補修費は事業に含むと考えます。基本は事業者負担としますが整理が必要です。
22	要求水準書（案）	30	第4	2	(3)	イ	(7) a	外構等保守管理業務	地盤沈下に起因する補修費は市で持っていただきたいと思えます。地盤改良工事は行いますが、どれくらい沈下を抑制できるかは予測できません。今のままの立て付けだと、維持管理業務のリスクにしかありませんので、市で負担するというお考えがあるのであれば明記していただきたいと思えます。	No.21参照
23	要求水準書（案）	32	第4	2	(6)	イ	(1) a (j)	清掃業務	内壁の床面から1m以上の部分、天井及び窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこととありますが、給食施設として非常に高スペックかつ高頻度作業と思慮します。これにより入札コストの高騰ならびに給食エリア内の環境衛生レベルの低下が懸念されることから、本作業は衛生面が確保されることを前提として長期休業期間毎の作業に変更して頂けないでしょうか。	品質、衛生面の確保が可能であれば事業者の提案としています。要求水準書（案）にも記載しています。
24	要求水準書（案）	31	第4	2	(6)	イ	(7) h	清掃業務	業務終了後とは調理作業終了後にドアノブ等の交流接触面を消毒することという理解でよろしいでしょうか。一般エリアでもでしょうか。	給食エリアについての記載です。一般エリアでは衛生環境を保てる清掃であることを記載しています。毎日の調理業務終了後という認識です。ただし、荷受室等は食材の納品で午後も使用するため、使用しない室から汚染度の低い順にお願いします。
25	要求水準書（案）	31	第4	2	(6)			清掃業務	消毒方法が指定されているが、二度拭きが必要な要求であります。同等の効果があれば提案でもよいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書（案）	33	第4	2	(6)	イ	(7) d	清掃業務 建築設備	末端給水栓から採水した水について、毎日飲用適であることを確認することとありますが、本項に該当する採水作業は給食エリアのみという解釈であり、一般エリアについては水道法に適合した検査を実施すればよいという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書（案）	34	第4	2	(6)	イ	(7) d	清掃業務 付帯施設等	排水処理施設の維持管理は、下水道法施行規則に基づいた定期的な計測（毎日（水温、PH）、隔週（BOD）、毎週（それ以外）など）が必要と思慮します。具体的な計測方法につきましては、法令順守を前提として事業者提案に委ねるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書（案）	39	第5	2	(1)			運営担当者	「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設での実務経験」について、例えば自校調理方式の学校給食で一日の提供食数が300食以上あれば問題ないでしょうか。また、実務経験に献立作成業務は含まないと考えて良いですか。	問題ありません。 実務経験に献立作成業務は含まれません。
29	要求水準書（案）	39	第5	2	(1)			運営担当者	調理副責任者とアレルギー等対応食責任者について、「栄養士又は調理師の資格を有する者」とございますが、管理栄養士でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
30	要求水準書（案）	45	第5	3	(1)	イ	(7) d	アレルギー等対応 食の提供	「配送・配膳については、園児・児童・生徒専用の真空断熱フードジャー及び色付き食器を専用容器にて配送する。」とありますが、想定されている容器がありましたらご教示ください。	P85表 食器等の種類・寸法等（参考）に記載の規格に適合していれば、提案に委ねます。
31	要求水準書（案）	45	第5	3	(1)	イ	(7) d	アレルギー等対応 食の提供	フードジャーを入れる専用容器について詳細に書かれていますが、どの様な容器を想定しているのでしょうか。	コンテナには入れず、助手席に載せることを想定しています。 フードジャーが入る、保温保冷できるものを想定しています。
32	要求水準書（案）	45	第5	3	(1)	イ	(7) d	アレルギー等対応 食の提供	アレルギー食は汁物だけでしょうか。 基本、保温ジャーに入るものと考えてよろしいでしょうか。	汁物のほか、ソテー、煮物などが入る可能性があります。 基本的に保温ジャーに入るものという認識です。
33	要求水準書（案）	45	第5	3	(1)	イ	(7) d	アレルギー等対応 食の提供	食缶をすべて使う日はどれくらい想定しているのでしょうか（頻度）。	頻度については検討中です。
34	要求水準書（案）	47	第5	3	(1)	ウ	(4) b	配送・回収業務	「2時間喫食の考えは、衛生管理基準に沿って、調理後（揚物の場合、1つ目が揚げ終わった時点から）2時間以内に喫食することを想定している。」とありますが、この考えに基づいて必要な調理機器や配置人員をシミュレーションすると、調理機器と配置人員が過剰になり、イニシャルコスト・ランニングコストが増加する恐れがあります。将来の児童・生徒数の減少（要求水準書（案）P12より）も考えられる中、調理機器が余剰とならないよう考慮すべきと考えております。 他事例を見ますと、例えば「福岡市学校給食センター衛生管理基準」では「配缶終了後2時間以内に喫食できるよう努めること」とあります。また、盛岡市の学校給食センターのPFIでは、事業者募集期間中に要求水準書にて「加熱終了後2時間以内」と調整が入った経緯がありますが、こちらは「主菜、汁物をはじめとした温かい状態で提供される食品については、最終温度確認後2時間以内」「和え物については、和え作業終了時から2時間以内」と補足されています。近年の保温食缶の性能上、学校給食センターの場合はこれらの条件が一般的と認識しております。 以上から、2時間喫食の考えは、「1つ目が揚げ終わった時点から」という基準から「配缶が終わった時点から」などに調整して頂くことを要望いたします。	再三検討して参りましたが、食中毒等の事故が起きていることも鑑みて、また衛生管理基準に準じて2時間喫食は厳守とします。市として、安全・安心な給食の提供を第一に考えています。
35	要求水準書（案）	47	第5	3	(1)	ウ	(4) m	配送・回収業務	嘔吐処理の消毒の際に使用するのはアルコール等でよろしいでしょうか。	ノロウイルス等にアルコール消毒は効果がないため、次亜塩素酸ナトリウムでの消毒をお願いします。
36	要求水準書（案）	47	第5	3	(1)	ウ	(4) l m	配送・回収業務	mの文章では「教職員が消毒し、本件施設に返却する」とありますが、lの文章にて「配送校で消毒した食器・食缶等の運搬方法等については、事業者から配送・回収業務の従事者に指示しておくこと。」とあります。内容から、教職員の方が消毒した食器やトレイを事業者の配送従事者が受け取り、本件施設に返却する解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、配送校で消毒した食器・食缶等と普通の食器・食缶等を区別できるようにお願いします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
37	要求水準書（案）	46 47	第5	3	(1)	ウ	(4) a b	配送・回収業務	幼稚園、小中学校とそれぞれ喫食時間が異なりますが、2時間喫食の考え方は最初の1個が揚げ終わった時点でしょうか。 揚げ物の場合、おいしく提供するために、油切りと荒熱取りの工程を行っていますが、その工程にも時間がかかります。それも含めてでしょうか。	幼稚園・小学校・中学校はそれぞれの規格の最初の1個が揚げ終わった時点から2時間以内を想定しています。 また、油切りと荒熱取りの工程も含んでおります。
38	要求水準書（案）	47	第5	3	(1)	ウ	(4) m	配送・回収業務	学校の方で処理をしますが、センターでも処理をするという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書（案）	51	第5	3	(1)	ケ		小学校及び中学校での配膳業務	「小学校および中学校での配膳業務」について、配膳員の配置に係る運営の事業費に大きく影響するため、官民連携での実施方法を検討することはできないでしょうか。後述の「学校の教職員等も配膳業務に協力する想定」も含め、要求水準書が固まる前に、別途、協議等させていただけるとありがたいです。	供用開始が令和9年度となるため、教職員の体制等現状想定ができないため、現時点での協議は難しいです。 現在、学校の教職員等の協力については、9:00以前の牛乳の受け取り及び（配膳員が立ち会うことができない）一部配膳室の立ち合いです。  【要求水準書（案）修正】 現在、学校側での牛乳の受け取り対応を9:00までとしていましたが、10:00までに変更します。要求水準書（案）を修正します。
40	要求水準書（案）	51	第5	3	(1)	ケ		小学校及び中学校での配膳業務	学校側でどれだけ協力いただけるかによって事業費が大きく変わってきますので、出来る限り詳細に示していただきたいと思います。	記載している事項については、学校側も把握しています。 配膳業務の記載内容については、改めて検討します。
41	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	①9:00～15:00を想定しているとありますが、記載頂いた配膳員全員が当該時間を勤務（休憩を1時間として5時間勤務）しているとの理解でよろしかったでしょうか。 ②「学校の教職員等も配膳業務に協力する想定である。」とありますが、協力の内容はどのようなものかご教示下さい。	①違います。9:00から配膳員全員を配置というわけではありません。各学校の直接搬入品等の時間を考慮して、状況に応じた勤務時間及び適切な人数の配置をお願いします。事業者のアイデアで効率的な人数、勤務形態を期待します。 配膳・下膳時（P53（イ）配膳業務 b配膳及びc下膳）の時間帯には【各学校の必要最低配膳員数】の配置をお願いします。 ②配膳員が勤務していない9:00以前の牛乳の受け取りや、配膳・下膳のワゴン受け渡し時に（配膳員が立ち会うことができない）一部配膳室で立ち会うことを想定しています。現時点でどの配膳室に配置とは決まっていますが、学校側の協力を得ながら進めていきたいと考えています。  【要求水準書（案）修正】 現在、学校側での牛乳の受け取り対応を9:00までとしていましたが、10:00までに変更します。要求水準書（案）を修正します。
42	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	配膳業務で9:00～15:00を想定しているとありますが、その時間帯には必ず配膳員を配置するという理解でしょうか。	必ずではありません。 各学校の直接搬入品等の時間によって出勤時間を調整いただければと思います。（牛乳の受け取りは9:00まで学校側で対応。それ以降は配膳員が対応。）ただし、デザートは納品は配膳員が立ち会いをお願いします。15:00までについてはデザートは納品の有無と納品時間によります。 P52の表【各学校の必要最低配膳員数】にある人数を時間内（9:00～15:00）に配置することを必須としているわけではないことをご理解ください。ピーク時に必要人数を表で示しています。  【要求水準書（案）修正】 現在、学校側での牛乳の受け取り対応を9:00までとしていましたが、10:00までに変更します。要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
43	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	最小の配置人員を示していますが、中学校の配膳員が少なくなっています。どのような理由で前回より減ったのでしょうか。また、最低配置人員数は現行の配置人数なのか、想定の数で配置人数でしょうか。	受入室でコンテナを受け取り、各階の配膳室に上げる人と配膳室で受け取る人を想定しています。エレベーターが設置されている学校は配膳員を調整しています。最低配膳員数は想定の数になります。
44	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	全ての配膳室で立ち合いは必要でしょうか。	配膳室は鍵がかかっています。配膳員が立ち会えない配膳室等については教職員が開錠し、立ち会うことを想定しています。配膳員が立ち会う場所については協議のうえ、決定したいと思います。
45	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	ダムウェーターのサイズは把握されていますでしょうか。また、エレベーターがある学校は、コンテナごと積載することは可能でしょうか。	資料3に提示しています。知波田小学校は食堂で喫食のため、ダムウェーターはありません。鷺津中学校、湖西中学校、岡崎中学校はエレベーターがありますが、エレベーターでコンテナを積載することは難しいと思われます。
46	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	知波田小学校は配膳員が1名となっています。コンテナが配送される時間、牛乳の納品、盛り付けなどの時間が重なっている中で、1名で対応が可能でしょうか。	牛乳はクラス分けをする必要はありません。教職員の盛り付けについては現在、14食程度です。児童への準備ができた後に教職員の給食を盛り付けることを想定していることから1名で問題はないと考えます。
47	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	現在想定している配膳の支援について、学校側はどのような感じでしょうか。	現行の状況を踏まえて必要な配膳員数を出しています。各学校長には協力を依頼しています。
48	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	各学校の必要最低配膳員数及び想定勤務時間をお示しいただいておりますが、あくまでも参考であること、全員が同一時間で勤務する必要がないこと（配送回収等の業務内容に支障が出ない範囲で配膳員の勤務時間や人数を調整可能なこと）を確認させていただきます。	9：00から配膳員全員を配置というわけではありません。各学校の直接搬入品等の時間を考慮して、状況に応じた勤務時間及び適切な人数の配置をお願いします。事業者のアイデアで効率的な人数、勤務形態を期待します。配膳・下膳時（P53（イ）配膳業務 b配膳及びc下膳）の時間帯には【各学校の必要最低配膳員数】の配置をお願いします。  【要求水準書（案）修正】 現在、学校側での牛乳の受け取り対応を9：00までとしていましたが、10：00までに変更します。要求水準書（案）を修正します。
49	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(7) f	配膳員の配置	「学校の教職員等も配膳業務に協力する想定である。」について、要求水準書案に記載されている事項以外にもご協力を想定いただいている事項があるか、ご教示ください。	ありません。
50	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(4) a (a)	配膳業務	牛乳の受け取りについては、事業者の業務範囲外としていただくことを頂くことを要望いたします。牛乳の受け取りのために9:00から勤務する場合とそれがない場合を比較すると、運営に係る経費が変わる（1時間の違いで事業費数千円の違い）ほか、経験上、人の集めやすさにも影響する（朝の家事等の後で働かれる方は少ない）と思慮いたします。なお、学校給食センターの事例では、用務員の方が立ち会うか、牛乳業者の方が配膳室のカギを保有し冷蔵庫に納入する事例がほとんどかと存じます。	9：00以降に納入される牛乳の受け取りについては業務範囲とします。  【要求水準書（案）修正】 現在、学校側での牛乳の受け取り対応を9：00までとしていましたが、10：00までに変更します。要求水準書（案）を修正します。
51	要求水準書（案）	52	第5	3	(1)	ケ	(4)	配膳業務	「直接配送校へ配送された牛乳、デザート等の保存食」に関する記載がなくなっていますが、直接搬入品の保存食の回収・保管は本業務内では不要と考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書（案）	53	第5	3	(1)	ケ	(4) b (c)	配膳	学校給食衛生管理基準では、配膳校における搬入時刻の記録について、受入室への搬入時に毎日記録するとなっております。本要求水準書では各階の配膳室への運搬時の記録を求めています。その意図をご教示下さい。また、温度測定についても学校給食衛生管理基準では、月1回程度と定められておりますが、本要求水準書では毎日記録すると読み取れます。その意図をご教示下さい。	学校給食衛生管理基準には「調理終了後速やかに給食されるよう配送及び配食され、その時刻が記録されていること。」、第8票学校給食日常点検票のチェックリストには「配送記録をつけている」という項目があるため、配送時刻の記録をお願いします。温度については、温度測定に時間を要するものではないため、適温での提供ができていないかの確認の意味で毎日測定をお願いします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
53	要求水準書（案）	53	第5	3	(1)	ケ	(i) b (h)	配膳	「教職員が立ち会えない配膳室等については配膳員が立ち会い、」について、原則として配膳室には教職員の方が立ち会えるのか、または、配膳室等によって違いがあるのか、ご教示ください。違いがある場合は、その内容もお示し願います。	基本的に配膳業務は配膳員が行っていただくことが前提で教職員は配膳員が立ち会えない配膳室等に立ち会えるのみの想定です。 齟齬が生じないよう要求水準書（案）を修正します。
54	要求水準書（案）	56	第5	3	(2)	イ	表	食材検収業務	前日納品に「センター配送品（ジュース・ゼリー・デザート・菓子類・個包装果物等）」が追加されていますが、「学校配送品（ジュース・ゼリー・デザート・菓子類・個包装果物等）」との違いをご教示ください。	給食センターで喫食する職員分になります。
55	要求水準書（案）	56	第5	3	(2)	イ	表	食材検収業務	前日納品の「学校配送品（ジュース・ゼリー・デザート・菓子類・個包装果物等）」の納品・検収時間が「午前10：00～午後3：00」になっていますが、当初は「午後1：00～2：00」でした。配膳員の配置時間帯によって運営費が大きく変わり、想定より増大となる可能性が高いため、当初案に近い内容に戻していただくことを要望いたします。	配膳員の勤務時間中に納品されるよう時間を設定しました。 配送対象校の増加に伴い、現在の納品時間では難しいと思ひ、幅を広げました。
56	要求水準書（案）	56	第5	3	(2)	イ	表	食材検収業務	デザート類の納品時刻はアバウトで、また、毎日ではないと思ひいたします。そのため、納品時間帯の設定いかんでは従業員の待機時間が長くなる可能性があります、事業費の上昇につながります。 牛乳の受け取りとともに事業者の業務範囲外としていただくか、無駄な時間が出ないように（他の業務と重複するなど）時間帯を設定して頂くことを要望いたします。	No.55参照
57	要求水準書（案）	56	第5	3	(2)	イ	表	食材検収業務	牛乳の納品時刻について、「最終配送校の納品時間は11：30頃」とありますが、学校によっては、荷受けから数量確認、学年・クラス割、配膳まで、時間的に厳しくなる懸念があります。現在、貴市にて協議中とのことですが、荷受けから配膳までの時間が十分とれるよう、ご配慮をお願いいたします。	最終配送校の知波田小学校は食堂喫食でクラス分け不要のため、時間的に厳しくないと思ひしています。
58	要求水準書（案）	64	第6	2				非汚染作業区域 炊飯室	煮炊き室と行き来できる構成とすることとありますが、記載の意味としてはコンテナ室を経由して混ぜご飯の具材等を搬入できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 齟齬が生じないよう要求水準書（案）から削除します。
59	要求水準書（案）	69	第6	2				付帯施設 ごみ置場	残渣に関しては、事業者がごみ処理業者へ委託して、処理することを想定されておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書（案）	70	第6	3	(2)	ア	(7) h	建築 一般事項	「トイレは給食エリアの汚染作業区域・非汚染作業区域から動線距離で3m以上離れた場所に設けること」ありますが、「動線距離3m」とはどういったことを意味するのか、具体的に教えてください。	歩行距離で3mを意味します。
61	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	ア	(7)	浸水対策	貴市が想定する「1階の床が浸水しない」という地盤レベルについて、認識に齟齬が出ないよう、具体的な数値をご教示ください。	センターの配置場所によっても変わってくるため、県が掲載した「都田川水系笠子川洪水浸水想定区域図」を参考に床が浸水しないようにしていただきたいと思ひます。
62	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	ア	(7)	浸水対策	本件建物の1階の床が浸水しないようにすることとありますが1階全ての室でしょうか。	本件建物の1階の床、全ての床を指します。
63	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	ア	(7)	浸水対策	敷地全体の地盤をあげることは問題ないでしょうか。	コストを考慮し、事業者の提案に委ねます。
64	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮 等	「ZEB Readyの検討を行い提案すること」とありますが、認証マーク取得が必須ということではなく事業者の提案に委ねる、という理解でよろしいでしょうか。	可能な限り基準達成に努めていただきたいという思ひがあります。基準達成が見込まれる場合には「BELS」の認証を想定しています。
65	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮 等	ZEBの認証について 認証が難しい想定をしています。 他自治体の給食センターで認証を取れているのは、認証機関と協議したり、事務所部分だけで認証を取っていたりとなっています。今回もそのような認証を取る理解でよいか。	認証方法については、協議をお願いします。 対象範囲については、省エネ法と同等を考えています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
66	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮等	ZEBの認証について 事業費の増額につながります。 結果的に数値評価をして検証をするという意味合いでとらえて良いでしょうか。 検証するような形でないと取り組んだということにならないと思いますので、検証可能な施工をしなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮等	PPAモデルについて 太陽光のPPAモデルはSPCが契約するのではなく、市と事業者が契約することになります。太陽光パネル設備を設置できる場所を設けることは評価になりますでしょうか。 また、ZEB Readyのため、創エネルギーについては求めているという認識でよいでしょうか。	太陽光パネル設備を設置できる場所を設けるだけではなく、PPAモデルの導入が可能か、光熱水費の削減が見込まれるかどうか検討し、提案をお願いします。 (PPAモデルを検討される際には、PPA契約期間を事業期間（15年間）に揃えていただきたいと思います。) 創エネも何かしら考慮していただきたいと考えています。要求水準書にも再生可能エネルギーについて記載しているので加点する予定です。
68	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮等	ZEB Readyの検討を行い提案するとの事でしたが、創エネは不要という事で宜しかったでしょうか。	ZEBの中でもZEB Readyの基準達成を可能な限り目指していますが、創エネを全くしなくて良いわけではありません。
69	要求水準書（案）	70	第6	3	(1)	イ		環境負荷への配慮等	ZEB Readyの取得を目指してほしいと記載があるが、用途は工場等となるので、対象とならない可能性が高い。その場合、引き渡し後の報告様式は特段求められないという認識でよいでしょうか。補助金対象となる場合、定期的に報告書等の提出が発生するため、達成を目指すのであれば、必要な値をできれば早めにお示しいただきたいと思います。	ZEB Readyの基準達成を可能な限り目指してほしいという意図です。達成できるのであれば「BELS」の認証を想定をしています。対象範囲については、省エネ法と同等を考えています。
70	要求水準書（案）	71	第6	3	(2)	ア	(7) q	一般事項	残渣室は脱臭装置等の設置が必須と記載されておりますが、弊社が施工しております先行事例では残渣室内に設置しておりません。臭気発生対策等がされていれば脱臭装置を設置しなくてもよろしいでしょうか。	臭気発生対策等をして、脱臭装置と同等の効力があれば、ご提案に委ねます。
71	要求水準書（案）	71	第6	3	(2)	ア	(7) q	一般事項	ごみ庫を冷蔵庫（プレハブ）とすることで腐敗臭は発生しないが、その場合は脱臭装置は不要という理解でよいか。コストとのバランスになるが提案は可能か。冷蔵は不可で冷凍は可なども含めて検討してほしい。	維持管理及びコスト面等を比較検討し、提案をお願いします。 冷蔵・冷凍については、ごみ処理業者の回収頻度・回収時間又は保管しておく時間等も踏まえ、事業者の提案に委ねます。 要求水準書（案）を修正します。
72	要求水準書（案）	75	第6	3	(3)	エ	(7)	駐車場等	駐車場や駐輪場は、極力目立たない配置とした計画とすること。とありますが具体的にどのようなイメージでしょうか。	具体的な想定はありませんが、周辺環境に配慮した計画としてください。
73	要求水準書（案）	75	第6	3	(3)	オ	(7)	景観	浜名湖への景観配慮について 浜名湖側から見た配慮なのか、建設地側から見た配慮なのかどちらでしょうか。	浜名湖側からの配慮を想定していますが、景観への配慮については、総合的に事業者の判断に委ねます。
74	要求水準書（案）	75	第6	3	(3)	オ	(7)	景観	建物から富士山が見えるような景観の配慮について市の想定はありますか。	市の想定は特にありません。
75	要求水準書（案）	76	第6	3	(4)	ウ	(イ)	電源設備	保安用発電設備の設置について、職員の人数や空調の利用有無もお教えいただきたいです。	職員を何名配置するかはまだ決まっていません。要求水準書（案）で示した人数10名程度で検討してください。10名より増えることはないと考えています。 停電発生時や災害時に空調の使用は想定していません。
76	要求水準書（案）	84	第6	3	(8)	ア	(イ)	研修室	84ページの研修室の調理台は2台となっておりますが、67ページでは1台になっております。	1台のため、要求水準書（案）を修正します。
77	実施方針	2	第1	1	(6)	エ	(7) j	業務範囲	業務範囲で「j受入室・配膳室の什器、備品等調達業務」について、各学校のコンテナ受入の整備はどのように行われるのでしょうか。状況次第で調達する備品が変わってきます。 配膳台車、牛乳保冷库、棚、その他が必要と思われるが、既存品を使うのか、新規で事業者が計上する必要があるのか、どちらでしょうか。	既存のものを引き続き使用していく予定です。 整備にあたっては、契約事業者と調整していきながら進めていく想定でいます。
78	実施方針	6	第2	2	(1)			事業者の募集及び選定の手順	「参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り」について、前回参加資格を有する通知をいただいたグループについては、チーム構成が同じ場合に限り、再申請時の書類は簡素化できないか、ご検討ください。	ご意見として承ります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
79	実施方針	6	第2	2	(1)			事業者の募集及び選定の手順	会社情報などは再提出不要としていただきたいと思います。前回提出した書類からあまり期間も経っていないため、会社情報などは再提出は不要としていただきたいと思います。特に財務諸表はグループ全体で多量となるため省略いただけるとありがたいです。	ご意見として承ります。
80	実施方針	6	第2	2	(2)	オ		事業者の公募及び募集要項等の公表	予定価格は「事業者の公募及び募集要項等の公表」でご提示いただくものと存じますが、可能な限り先行して予定価格のみ公表頂けないか、ご検討ください。	現状としては募集要項の時に正規の手順で示す予定です。
81	実施方針	9	第2	3	(2)			応募者の参加資格要件	応募者の参加資格要件について、設備企業など業務別の参加資格要件(ア)から(オ)に記載される企業以外の企業が参加する場合は、共通の参加資格要件を満たしていれば構成員として参加できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	資料1								建設予定地の外周は、フェンスを設置により従事者の安全が確保されるという理解で宜しいでしょうか。また、事業敷地外の管理（植栽、害虫等）については、貴市にてご対応頂けるという認識で宜しいでしょうか。	用水路及び浜名湖側のフェンス等の設置は任意（事業者提案）としているため、設置しない場合でも安全面には十分配慮できるようにお願いします。事業敷地外の管理については市が行います。
83	資料6								各校の敷地図に加え、各校の校舎について、受入室・配膳室の位置や動線などを検証可能なものがあればお示しください。	作成次第、公表いたします。
84	資料7								測量図のレベル標記はTPでしょうか。敷地が広く、客土などの必要土量が建設工事コストに直接影響しますので、正確な情報を把握いたしたく、「TP+〇〇」と明記くださいますよう、お願いいたします。	資料7は全てT.P標記となります。
85	資料10								建設地内の取付管までの工事を市で行うとありますが、取付管のサイズ・深さ・詳細位置について令和5年度内に公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	資料11								新設の給食センターにおいては要求水準書を満たすために従来の食缶より一般的に食缶が大きくなる傾向にあります。今回の要求水準書で求められている最大食缶数では、既存の配膳台車には乗らない可能性があります。仮に乗らない場合は、相当な数の配膳台車を調達する必要があると思われ、事業費を圧迫する要因になると考えています。本計画での配膳台車の必要数の想定があったらご教示下さい。また追加で必要になったワゴンの調達費は市負担との認識で宜しいでしょうか。	食缶数が最大になる日は頻繁ではありません。学校再編も現在検討されているため、ワゴン購入以外の対応策も協議させていただきます。仮にワゴンを購入する場合は市負担で対応いたします。
87	その他								敷地外の雑草、害虫発生について、定期的に整備をしていただける理解でよろしいでしょうか。	用水路の整備は、法面をコンクリートで被覆する整備と樹木の撤去を考えています。
88	その他								小・中学校の合併について本事業への影響はありますでしょうか。	15年の事業期間で考えた時、運営面での影響は想定されます。